

## 実務解説

# 有価証券報告書 作成上の留意点 (2024年3月期提出用)

企業会計基準委員会 専門研究員 **傳田陽一**

## 《まとめ》

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等が当連結会計年度から早期適用となる。作成にあたり、会計方針の変更に関する注記、連結包括利益計算書関係を中心とした項目に留意が必要。
- ・このほか、監査報告書や公表されている実務対応報告等についても留意が必要。

## I はじめに

本稿は、2024年3月期の有価証券報告書における作成上の留意点についてまとめたものであり、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）等に関する主な留意点を中心に解説する。

なお、文中において意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えておく。

## II 法人税等会計基準等に係る留意点

### 1. 概要

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2022年10月28日に法人税等会計基準、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）の3つの会計基準等を改正

している。

この改正により税引前当期純利益と税金費用の対応関係を図る目的で、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとされた。また、グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いに関する改正として、グループ法人税制が適用される場合で、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い売却元企業で生じた売却損益を税務上繰り延べたことで繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していた場合に、当該売却に係る連結財務諸表上の税引前当期純利益と税金費用との対応関係の改善を図る観点から、連結決算手続上、当該繰延税金資産又は繰延税金負債を消去することとされた。

適用時期は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用となっているが、2023年4月1日以後開始する連